

# 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 26 日 (火) 第2892号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 , 6 5 0 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

<b>規 則</b>	<b>示</b>	
○社会福祉法施行細則の一部を改正する規則 (※)		(社会福祉課取扱い) 1
<b>告 示</b>		
○土地利用基本計画の変更		(地域政策課取扱い) 2
○入会林野整備計画の認可		(森林経営課取扱い) 2
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (3件)		(障害福祉課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件)		(水産振興課取扱い) 5
○肥料の登録		(食の安全推進課取扱い) 5
○肥料の登録の有効期間の更新		(食の安全推進課取扱い) 6
○県営土地改良事業の換地計画の決定		(農地整備課取扱い) 6
○県営土地改良事業に係る換地処分 (2件)		(農地整備課取扱い) 6
○道路の区域の変更		(道路維持課取扱い) 7
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 8
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>		
○鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則 (※)		(教職員課取扱い) 8
○学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※)		(教職員課取扱い) 9
○管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県立学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※)		(教職員課取扱い) 9
○鹿児島県立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※)		(教職員課取扱い) 10
○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則 (※)		(高校教育課取扱い) 13
<b>公 安 委 員 会 告 示</b>		
○遊技機の型式の検定の告示		(生活環境課取扱い) 13

## 規 則

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第14号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則 (昭和62年鹿児島県規則第29号) の一部を次のように改正する。

第2条の表中

法第73条第1項	寄附金募集許可申請書	第17号様式
法第73条第3項	寄附金募集結果報告書	第18号様式
法第119条	共同募金計画届	第19号様式
法第120条	共同募金会寄附金配分完了届	第20号様式

を

省令第1条の8第4項	社会福祉法人財産移転完了報告書	第21号様式
------------	-----------------	--------

省令第2条第4項	社会福祉法人財産移転完了報告書	第17号様式
----------	-----------------	--------

改める。

別記第1号様式（裏面）注中「第1条の8第2項各号」を「第2条第2項各号」に改める。

別記第2号様式（裏面）注中「第2条第1項第2号及び第3号」を「第3条第1項各号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第4号様式注中「第3条第1項第2号，第3号及び第5号」を「第5条第1項各号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第6号様式（裏面）注中「第4条第1項第2号から第4号まで及び第5号イからハ」を「第6条第1項第1号から第4号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第7号様式（裏面）注中「第4条第1項第2号から第4号まで，第5号イからハまで及び第6号」を「第6条第1項各号」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第7号様式の2（裏面）注8中「第6条第3項各号」を「第9条第3項各号」に改める。

別記第17号様式から別記第20号様式までを削る。

別記第21号様式中「第1条の8第4項」を「第2条第4項」に改め，同様式を別記第17号様式とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第346号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により，土地利用基本計画を次のように変更した。

なお，変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は，鹿児島県企画部地域政策課及び関係市役所において縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市
公有水面埋立てにより生じた区域の都市地域の拡大	鹿児島市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	垂水市及び南さつま市

### 鹿児島県告示第347号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により，出水郡長島町城川内入会林野整備組合代表者瀬ノ口良信の認可申請に係る城川内入会林野整備計画を平成25年3月15日認可した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第348号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
横山病院	鹿児島市永吉一丁目11番1号	平成25年 2月1日	精神通院医療
鹿児島市立病院	鹿児島市加治屋町20番17号	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人敬愛会玉里病院	鹿児島市玉里町26-20	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人明心会吉野病院	鹿児島市吉野町3095番地	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人共助会三州脇田丘病院	鹿児島市宇宿七丁目26番1号	平成25年 2月1日	精神通院医療
公益財団法人慈愛会谷山病院	鹿児島市小原町8番1号	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人常清会尾辻病院	鹿児島市南新町1番29号	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人有隣会伊敷病院	鹿児島市下伊敷二丁目4番15号	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人寛容会森口病院	鹿児島市下田町1763番地	平成25年 2月1日	精神通院医療
Tsukasa Health Care Hospital	鹿児島市山田町441番地	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人共助会三州病院	鹿児島市犬迫町7783番地1	平成25年 2月1日	精神通院医療
花倉病院	鹿児島市吉野町5147番地	平成25年 2月1日	精神通院医療
井上メンタルクリニック	鹿児島市山下町9番26号ファインビル3階	平成25年 2月1日	精神通院医療
井料メンタルクリニック	鹿児島市中央町23-8西ビル2F	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人猪鹿倉会パールランド病院	鹿児島市犬迫町2253番地	平成25年 2月1日	精神通院医療
三月田クリニック	鹿児島市西千石町16-4	平成25年 2月1日	精神通院医療
横山記念病院	鹿児島市吉野町4826-1	平成25年 2月1日	精神通院医療
メンタルヘルスかごしま中央クリニック	鹿児島市東千石町10-14青柳ビル3階	平成25年 2月1日	精神通院医療
医療法人野間口クリニック	鹿児島市小川町22-6プランドール小川町3階	平成25年 2月1日	精神通院医療
やまだメンタルクリニック	鹿児島市加治屋町13-3明和ビル3F	平成25年 2月1日	精神通院医療
中川クリニック	鹿児島市鴨池一丁目14-23	平成25年 2月1日	精神通院医療
ふくぎこクリニック	鹿児島市金生町6番9号大学堂ビル4階	平成25年 2月1日	精神通院医療
坂之上病院	鹿児島市光山二丁目31番76号	平成25年 2月1日	精神通院医療
たばたメンタルクリニック	鹿児島市下荒田三丁目17-32	平成25年	精神通院医療

		2月1日	
ほかぞのクリニック	鹿児島市小松原二丁目35番5号清見橋ビル3階	平成25年2月1日	精神通院医療
医療法人明昌会福田病院	鹿屋市寿三丁目11番2号	平成25年2月1日	精神通院医療
みどり明星クリニック	鹿屋市輝北町市成2119番地2	平成25年2月1日	精神通院医療
しもぞのクリニック	出水市五万石町802番地	平成25年2月1日	精神通院医療
中村温泉病院	南九州市顛娃町別府1番地	平成25年2月1日	精神通院医療
医療法人悠彩会仲医院	熊毛郡屋久島町安房410-158	平成25年2月1日	精神通院医療
医療法人恵和会白浜病院	鹿児島市常盤一丁目17番1号	平成25年2月1日	精神通院医療
にこにこクリニック	大島郡和泊町手々知名780	平成25年2月1日	精神通院医療
医療法人SAKURA志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志1290-1	平成25年2月1日	精神通院医療
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号	平成25年2月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第349号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
平和市民薬局	鹿児島市下竜尾町1-15	平成25年2月1日	精神通院医療
しんやしき薬局	鹿児島市新屋敷町2番5号村野タイルビル1F	平成25年2月1日	精神通院医療
サンライズ薬局	薩摩川内市五代町3217番地1	平成25年2月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第350号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16-1	城西訪問看護ステーション	鹿児島市西田一丁目10-2	平成25年2月1日	精神通院医療
医療法人猪鹿倉会	鹿児島市犬迫町2253番地	訪問看護ステーションパー	鹿児島市犬迫町2253番地	平成25年2月1日	精神通院医療

		ルランド			
株式会社花野 訪問看護ステ ーション	鹿児島市花野 光ヶ丘一丁目 38-7	花野訪問看護 ステーション	鹿児島市花野 光ヶ丘一丁目 38-7	平成25年 2月1日	精神通院医療
公益財団法人 慈愛会	鹿児島市泉町 1番15号	訪問看護ステ ーションイル カ	奄美市名瀬入 舟町4番1号	平成25年 2月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第351号**

薩摩川内市久見崎町95番地 近藤勲及び薩摩川内市港町6237番地 小倉スゞからなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 機船船びき網漁業

**鹿児島県告示第352号**

鹿児島市喜入生見町2867番地1号 春日水産有限会社代表取締役村田勉及び鹿児島市喜入生見町2882番地 みつ丸水産有限会社代表取締役宮崎次雄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市喜入区域（喜入町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主としてはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業

**鹿児島県告示第353号**

熊毛郡屋久島町一湊831番地5 真辺時哉及び熊毛郡屋久島町一湊166番地 柄保徳からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 屋久島町一湊区域（熊毛郡屋久島町一湊の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業（主としてさば釣り漁業を営む漁業を除く。）

**鹿児島県告示第354号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1297号	平成25年3月18日	平成31年3月17日	肉骨粉	豚肉骨粉（粒2号）	窒素全量 7.5 りん酸全量11.5	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第355号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1248号	平成31年4月22日	魚かす粉末	5017魚骨粉	窒素全量 5.0 りん酸全量17.0	該当なし	株式会社 窪田商店	鹿児島市城南町19番10号
鹿児島県肥第1278号	平成28年4月13日	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料7-1	窒素全量 7.0 りん酸全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 窪田商店	鹿児島市城南町19番10号

鹿児島県告示第356号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備大崎地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 3 月 27 日から同年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所  
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区新村換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年 3 月 15 日に行った。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中

山間地域総合整備松元地区中尾迫換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年3月15日に行った。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町神殿字神田7896番1地先から同市川辺町両添字大正田1533番1地先まで	前	6.5～39.5	4,503.8
		南九州市川辺町神殿字寺野2722番51地先から同市川辺町両添字大正田1533番1地先まで	前	10.9～140.0	7,319.7
			後	10.9～140.0	7,319.7
	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字上小川田1048番1地先から同市穎娃町牧之内字貫ノ口7842番1地先まで	前	7.6～23.2	562.9
			前	10.0～29.4	530.6
			後	9.0～25.0	562.9
			後	11.8～35.7	512.7
	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字久志字小濱423番1地先から同村大字生勝字尾ラ110番1地先まで	前	6.4～85.2	482.5
			後	13.4～95.1	500.0
		大島郡瀬戸内町大字油井字親田695番1地先から同町大字久根津字蔵当原19番1地先まで	前	5.8～69.0	1,415.5
	後		5.8～69.0	1,415.5	
	後		5.8～63.6	829.6	
	松元川辺線	南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から5665番10地先まで	前	5.5～7.5	20.0
			後	5.5～39.5	4,505.2
手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字銀ノ元1430番1地先内	前	16.8～28.0	18.3	
		後	16.8～31.7	18.3	
安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字晝間原205番3地先から200番3地先まで	前	14.0～55.7	380.0	
		後	14.0～55.7	380.0	
国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番12地先から612番4地先まで	前	7.2～10.4	50.0	
		後	9.6～24.2	50.0	

瀬名和泊線	大島郡和泊町大字内城字一増田606番1地先から645番2地先まで	前 後	8.4～15.0 12.3～20.6	253.0 253.0
	大島郡和泊町大字内城字一増田597番2地先から同町大字内城字栄振516番1地先まで	前 後	7.0～24.0 9.9～24.0	150.0 150.0
下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字阿田1204番2地先から1219番1地先まで	前 後	6.9～23.9 6.9～24.5	96.0 96.0

## 鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	南九州市川辺町神殿字寺野2722番51地先から同市川辺町両添字大正田1533番1地先まで	平成25年 3月26日
	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字上小川田1048番1地先から同市穎娃町御領字赤崎後2704番1地先まで	
	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字久志字小濱423番1地先から同村大字生勝字尾ラ1番1地先まで	
	松元川辺線	南九州市川辺町神殿字中服良5664番2地先から同市川辺町両添字苅川480番地先まで	
	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甕町長浜字銀ノ元1430番1地先内	
	安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字木慈字晝間原205番3地先から200番3地先まで	
	国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番12地先から612番4地先まで	
	瀬名和泊線	大島郡和泊町大字内城字一増田606番1地先から645番2地先まで 大島郡和泊町大字内城字一増田597番2地先から同町大字内城字栄振516番1地先まで	
	下平川内城線	大島郡知名町大字赤嶺字阿田1204番2地先から1219番1地先まで	

## 教育委員会規則

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

## 鹿児島県教育委員会規則第1号

鹿児島県立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校管理規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。



第23条に次の 1 号を加える。

(10) 保育支援員

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

**鹿児島県教育委員会規則第 2 号**

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

<p>(弔祭休暇)</p> <p>31</p> <p>(1) 忌引 学校職員の親族（別表第 2 の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合</p> <p>(2) 祭日 配偶者、父母、子又は配偶者の父母</p>	<p>親族に応じ別表第 2 の日数の欄に掲げる日数</p> <p>年各 1 日</p>	を
<p>(弔祭休暇)</p> <p>31</p> <p>(1) 忌引 学校職員の親族（別表第 2 の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合</p> <p>(2) 祭日 配偶者、父母、子又は配偶者の父母</p>	<p>親族に応じ別表第 2 の日数の欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間</p> <p>年各 1 日</p>	に改め

る。

別表第 2 中「以内」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

**鹿児島県教育委員会規則第 3 号**

管理職手当の支給に関する規則及び鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 管理職手当の支給に関する規則（昭和34年鹿児島県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「本庁課長相当の職に格付けされている事務長」を「本庁課長相当の職に格付教育委員会が人事委員会

けされている事務長  
と協議して定める船長」に改める。

別表第 5 ウの表別表第 2 に掲げる職の項を削り、別表第 5 に次の表を加える。

エ 海事職給料表

職	職務の級	手当の額
別表第 3 に掲げる職	6 級	55,600円
	5 級	51,400円

(鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県学校職員の管理職員特別勤務手当支給規則 (平成 3 年鹿児島県教育委員会規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「及び副校長」を削り、同項第 2 号中「及び本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされている事務長」を「、本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされている事務長及び教育委員会が人事委員会と協議して定める船長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「輝北小学校  
神野小学校 を 「輝北小学校  
輝北中学校」 に、  
輝北中学校」

肝属郡錦江町	宿利原小学校 池田小学校	を
肝属郡南大隅町	登尾小学校	
肝属郡肝付町	内之浦小学校 川上小学校 有明小学校 内之浦中学校 川上中学校 肝付町立肝付町内之浦学校給食センター	

肝属郡錦江町	宿利原小学校 池田小学校	に、
肝属郡肝付町	内之浦小学校 川上小学校 有明小学校 内之浦中学校 川上中学校 肝付町立肝付町内之浦学校給食センター	

「獅子島小学校  
幣串小学校 を 「獅子島小学校  
獅子島中学校」 に、  
獅子島中学校」

志布志市	四浦小学校
------	-------

肝属郡南大隅町	大泊小学校 竹之浦小学校 郡小学校 大中尾小学校
西之表市	国上小学校 伊関小学校 安納小学校 現和小学校 古田小学校

を

「

志布志市	四浦小学校
西之表市	国上小学校 伊関小学校 安納小学校 現和小学校 古田小学校

」

に，

「神山小学校  
一湊中学校 を 「神山小学校  
岳南中学校」 に，  
岳南中学校」

「

大島郡龍郷町	龍瀬小学校 赤徳小学校 戸口小学校 大勝小学校 龍南中学校 赤徳中学校 龍郷町立学校給食センター
肝属郡南大隅町	辺塚小学校
西之表市	安城小学校 立山小学校 鴻峰小学校

」

を

「

大島郡龍郷町	龍瀬小学校 赤徳小学校 戸口小学校 大勝小学校 龍南中学校 赤徳中学校 龍郷町立学校給食センター
西之表市	安城小学校 立山小学校 鴻峰小学校

」

に，

「栗生小学校  
永田中学校 を 「栗生小学校  
屋久島町学校給食西部地区共同調理場」 に，  
屋久島町学校給食西部地区共同調理場」

「

鹿児島郡十島村	中之島小学校 平島小学校 平島小学校諏訪之瀬島分校 宝島小学校
---------	--

」

	宝島小学校小宝島分校 悪石島小学校 口之島小学校 中之島中学校 平島中学校 平島中学校諏訪之瀬島分校 宝島中学校 宝島中学校小宝島分校 悪石島中学校 口之島中学校	を
薩摩川内市	西山小学校	
出水市	米ノ津東小学校桂島分校 米ノ津中学校桂島分校	

鹿児島郡十島村	中之島小学校 平島小学校 平島小学校諏訪之瀬島分校 宝島小学校 宝島小学校小宝島分校 悪石島小学校 口之島小学校 中之島中学校 平島中学校 平島中学校諏訪之瀬島分校 宝島中学校 宝島中学校小宝島分校 悪石島中学校 口之島中学校	に、
出水市	米ノ津東小学校桂島分校 米ノ津中学校桂島分校	

「大棚小学校  
戸円小学校  
名音小学校」を「大棚小学校  
名音小学校」に改める。

別表第2中 「玉林小学校  
大坂小学校  
笠沙中学校」を「玉林小学校」に、「藤本小学校  
山田小学校」を「山田小学校」に、

肝属郡錦江町	田代小学校 田代中学校	を
肝属郡南大隅町	滑川小学校 城内小学校	

肝属郡錦江町	田代小学校 田代中学校	に改め
--------	----------------	-----

る。  
別表第3中 「赤生木小学校  
白川小学校」を「赤生木小学校」に、「菅原小学校  
浜田小学校」を「浜田小学校」に、

垂水市	牛根小学校 松ヶ崎小学校	
-----	-----------------	--

	境小学校	を
肝属郡南大隅町	宮田小学校	
」		
「		に改め
垂水市	牛根小学校	
	松ヶ崎小学校	
	境小学校	
」		

る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 5 号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 鹿児島県立鹿児島東高等学校の項中「，国際教養科」を削り，同表鹿児島県立伊佐農林高等学校の項中「，農業経営科，森林工学科」を削り，同表鹿児島県立志布志高等学校の項中「，英語科」を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年 3 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に～頂～	株式会社大一商会	2P0956
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭LSZ	タイヨーエレック株式会社	3P0076
回胴式遊技機	まじかるすいとプリズム・ナナSF	DAXEL株式会社	3S0087
回胴式遊技機	パチスロ北斗の拳 転生の章ZA	サミー株式会社	3S0088